

# 関東学院大学看護学部FD委員会規程

(2013年2月21日制定)

(設置)

第1条 看護学部が、その教育研究上の目的に基づいて行う教育・研究活動の改善及び向上に係る様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、関東学院大学看護学部教授会規程第7条の規定に基づき、看護学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、「FD」とは、Faculty Development の略称であって、看護学部において教員が主体的かつ組織的に教育・研究活動を改善し、向上させるための活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 看護学科長

(2) 教務主任

(3) 看護学部教授会（以下「教授会」という。）構成員のうちから若干名

2 委員会に、委員長を置く。委員長は、看護学科長が委員会の中から選出する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号以外の委員の任期は、その職の在任期間とする。

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(2) 委員会は、必要に応じて開催する。

(3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討又は調査する小委員会を設置することができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討又は審議し、必要に応じて看護学部教務委員会、教授会にその結果を報告又は提言する。

(1) 教育課程、授業時間割、授業運営、履修その他授業に係る内容及び方法の改善に資するための組織的な活動に関する事項

(2) 研究能力向上に向けての事項

(3) FD活動に係る学内外からの情報収集、調査及び研究に関する事項

(4) その他、FD活動の推進に必要と認められる事項

(議事録)

第7条 委員会に書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年1月22日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年8月31日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月30日に改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年3月4日に改正し、2020年4月1日から施行する。